

各試行自治体への支援方針（案）

平成25年2月14日
地方公共サービス小委員会

各試行自治体に対する支援方針は、当面、以下のとおりとする。

（1）法令に従った適正な債権管理に関する助言

（2）民間委託にあたっての支援

① 「解決したい課題」に関する助言

「回収率の向上」、「福祉的目的の達成」等の目標との関係で適正な課題設定となっているか否かの観点から助言を行う。

② 「解決したい課題」と適合する受託者の属性・能力に関する助言

弁護士、認定司法書士、サービサー等（以下、「民間事業者」という。）の特性をふまえ、各試行自治体の「解決したい問題」に適合する受託者の属性・能力に関する助言を行う。

③ 試行自治体が求める民間事業者団体等に関する情報提供

民間事業者の特性・法令環境、業務実績、その他委託者側の参考となる情報の提供に努める。

④ 民間委託にあたって用いる、仕様書、契約書等についての助言

⑤ 民間委託にあたって問題となりうる法令の抽出・所管省庁に対する照会

（3）業務運営にあたっての支援

（4）評価にあたっての支援

特に、回収困難な属性を有する債権について、福祉的観点も加味して、いかなる評価尺度を用いるべきかに関する検討を行う。

以上